国民健康保険からのお知らせ

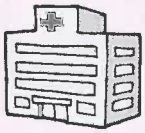

国民健康保険の加入・脱退手続きはお済みですか？

会社を退職したり、就職して健康保険に加入したりした時は、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。忘れずに届け出をしてください。

加入の届け出が遅れると

・国民健康保険税は、資格を得た月までさかのぼって支払うことになります。

・保険証がない間の医療費は、全額自己負担になります。

脱退の届け出が遅れると

・他の健康保険に加入しても、国民健康保険税が賦課されたままになります。

・国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

国民健康保険高齢受給者証をお届けしています

70歳から74歳の国民健康保険被保険者の方へは、医療機関等での負担割合が記載された高齢受給者証を交付しています。負担割合が1割の方は、平成25年度から2割へ変更される予定でしたが、引き続き平成26年3月31日まで負担割合が据え置かれることになりました。

3月末になっても新しい受給者証が届かないときや、記載内容などに誤りがあるときは、住民生活課へご連絡ください。

なお、負担割合が3割の方は変更ありません。平成25年7月31日までそのままお使いください。

「入院時食事代減額制度」をご存じですか？

入院した時の食事代は、医療費とは別に自己負担が必要です。

自己負担額は、通常1食あたり260円ですが、住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口に「標準負担額減額認定証」を提示することで次のとおり減額を受けることができます。

住民税非課税世帯の方で、入院される場合や90日以上の長期入院に該当する場合は、「標準負担額減額認定証」の交付申請をしてください。

●入院時食事代の標準負担額（1食あたり）

一般（下記以外の人）			260円
住民税非課税世帯※	低所得者Ⅱ（低所得者Ⅰ以外の人）	90日までの入院	210円
		過去12か月の入院が90日を超える入院	160円
	低所得者Ⅰ（所得がない世帯で70歳以上の人）		100円

※同一世帯の世帯主及び国保加入者全員が非課税の世帯

◆**申請に必要なもの**

保険証、印鑑、90日を超える入院期間のわかる領収書や証明書（該当する方のみ）

◆**問い合わせ先**　住民生活課

☎0859-54-5210

医療機関の適正受診にご協力をお願いします

保険料や窓口負担として皆さまにご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、次のことに気をつけましょう。

○重複受診はやめ、「かかりつけ医」を持ちましょう

重複受診は、医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。自分や家族の健康状態を把握してくれる信頼できる「かかりつけ医」を持ち、気になることは「かかりつけ医」に相談しましょう。

○緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう

時間外受診は、お医者さんにとっても負担になりますし、割増料金となり、自己負担も大きくなります。また、急病人の治療に支障をきたす恐れもあります。休日・夜間に受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診できないかもう一度考えてみましょう。

○薬の適切な用量・用法を守りましょう

体調がすぐれないとき、薬はとても頼りになる存在です。しかし、適切な用量・用法を守らないと、薬が効かなかったり、体に悪影響を与えたりします。薬をもらうとき、ほかに服用中の薬があれば、その旨をお医者さんや薬剤師さんに報告しましょう。

○ジェネリック医薬品を利用しましょう

特許期間を過ぎた新薬と同じ効能・効果を持つジェネリック医薬品なら費用が安くなることもあります。利用を相談してみましょう。

○休日や夜間の子どもの急な病気で心配なときは、電話相談ができます

「小児救急電話相談」#8000

※ダイヤル回線・IP電話・プッシュ回線からは

03-5276-9137

◆**相談時間**

平日／午後7時から午後11時まで

土日・祝日／午前9時から午後11時まで